

けた者に対し、当該認定を受けた拠点計画（変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定拠点計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。（認定の取消し）

第七条 主務大臣は、認定拠点計画が第四条第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 主務大臣は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。

第二節 認定拠点計画に基づく事業に対する特別の措置（共通乗車船券）

第八条 文化観光拠点施設機能強化事業を実施しようとする者が、文化資源保存活用施設に来訪する国内外からの観光旅客の移動の利便の増進に関する事業であつて当該観光旅客を対象とする共通乗車船券（二以上の運送事業者が期間、区間その他の条件を定めて共同で発行する証票であつて、その証票を提示することにより、当該条件の範囲内で、当該各運送事業者の運送サービスの提供を受けることができるものをいう。）に係る運賃又は料金の割引を行うものに関する事項が記載された拠点計画について、第四条第三項の認定を受けた場合において、認定拠点計画に従つて当該事業を実施しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を共同で国土交通大臣に届け出ることができる。

2 前項の規定による届出をした者は、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第十六条第三項後段若しくは第三十六条後段軌道法（大正十年法律第七十六号）第十二条第二項、道路運送法（昭和二十六年法律第一百八十三号）第九条第三項後段、海上運送法（昭和二十四年法律第一百八十七号）第八条第一項後段（同法第二十条第一項において準用する場合を含む。）又は航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第一百五十五条第一項後段の規定による届出をしたものとみなす。

(道路運送法の特例)

第九条 文化観光拠点施設機能強化事業を実施しようとする者であつて道路運送法第三条第一号に掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を経営するものが、文化資源保存活用施設に来訪する国内外からの観光旅客の移動の利便の増進に関

する事業であつて運行回数の増加その他の国土交通省令で定めるものに関する事項が記載された拠点計画について、第四条第三項の認定を受けた場合において、認定拠点計画に従つて当該事業を実施するに当たり、同法第十五条第一項の認可を受けなければならないとき又は同条第三項若しくは同法第十五条の三第二項の規定による届出を行わなければならないときは、これらの規定にかかわらず、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもつて足りる。（海上運送法の特例）

第十一条 文化観光拠点施設機能強化事業を実施する国内外からの観光旅客の移動の利便の増進に関する事業であつて当該観光旅客を対象とする共通乗車船券（二以上の運送事業者が期間、区間その他の条件を定めて共同で発行する貨物定期航路事業又は同法第二十条第二項に規定する人の運送をする不定期航路事業であつて事業の開始その他の国土交通省令で定めるものに関する事項が記載された拠点計画について、第四条第三項の認定を受けた場合において、認定拠点計画に従つて当該事業を実施するに当たり、同法第十九条の五第一項又は第二十条第二項の規定による届出を行わなければならないときは、これら

の規定による届出をしたものとみなす。）に係る運賃又は料金の割引を行うものに関する事項が記載された拠点計画について、第四条第三項の認定を受けた場合において、認定拠点計画に従つて当該事業を実施するに当たり、同法第十九条の五第一項又は第二十条第二項の規定による届出を行わなければならないときは、これら

の規定による届出をしたものとみなす。

2 地域計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 地域計画の区域（以下「計画区域」とい

う。）

二 中核とする文化観光拠点施設の名称及び位

三 計画区域における文化観光拠点施設を中核とした文化観光の総合的かつ一体的な推進に

関する基本的な方針

四 地域計画の目標

五 前号の目標を達成するために行う地域文化

観光推進事業の内容、実施主体及び実施時期

六 地域文化観光推進事業を行うのに必要な資

金の額及びその調達方法

七 計画期間

八 その他主務省令で定める事項

九 地域計画は、国土形成計画その他法律の規定による地域振興に関する計画並びに都市計画及び都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条の二に規定する市町村の都市計画に関する

基本的な方針との調和が保たれたものでなけれ

ばならない。

10 第二項第二号及び第三号に掲げる者であつて協議会の構成員でないものは、第一項の規定により協議会を組織する市町村又は都道府県に対して、自己を協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。

11 市町村又は都道府県は、第一項の規定により協議会を組織したときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

12 第二項第二号及び第三号に掲げる者であつて協議会の構成員でないものは、第一項の規定により協議会を組織する市町村又は都道府県に対して、自己を協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。

13 市町村又は都道府県は、正當な理由がある場合を除き、当該申出に応じなければならない。

14 協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、申出に応じなければならない。

15 協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、申出に応じなければならない。

16 協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

17 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に

関し必要な事項は、協議会が定める。

18 （地域計画の認定）

19 協議会において、基本方針に基づき、つ

20 主務省令で定めるところにより、当該協議会の構成員である市町村又は都道府県の区域内における文化観光の総合的かつ一体的な推進を図るために必要な協議を行うための協議会（以下単に「協議会」という。）を組織することができ

たときは、当該市町村又は都道府県、当該地域

21 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

22 一 当該市町村又は都道府県

23 二 当該市町村又は都道府県の区域内に所在する文化観光拠点施設その他の文化資源保存活用施設の設置者

24 三 当該市町村又は都道府県の区域に係る文化

25 四 関係する住民、学識経験者、商工関係団体その他の当該市町村又は都道府県が必要と認める者

26 五 文化観光拠点施設（文化観光拠点施設でない文化資源保存活用施設であつて、その設置者が以下この項において同じ。）の設置者は、その

27 六 文化観光拠点施設の所在する地域における文化観光の推進に関する協議を行う協議会が組織されていない場合は、市町村又は都道府県に対し、協議会を組織するよう要請することができる。

28 七 文化観光拠点施設（文化観光拠点施設でない文化資源保存活用施設であつて、その設置者が以下この項において同じ。）の設置者は、その

29 八 文化観光拠点施設（文化観光拠点施設でない文化資源保存活用施設であつて、その設置者が以下この項において同じ。）の設置者は、その

30 九 文化観光拠点施設（文化観光拠点施設でない文化資源保存活用施設であつて、その設置者が以下この項において同じ。）の設置者は、その

31 一〇 文化観光拠点施設（文化観光拠点施設でない文化資源保存活用施設であつて、その設置者が以下この項において同じ。）の設置者は、その

32 一一 文化観光拠点施設（文化観光拠点施設でない文化資源保存活用施設であつて、その設置者が以下この項において同じ。）の設置者は、その

33 一二 文化観光拠点施設（文化観光拠点施設でない文化資源保存活用施設であつて、その設置者が以下この項において同じ。）の設置者は、その

34 一三 文化観光拠点施設（文化観光拠点施設でない文化資源保存活用施設であつて、その設置者が以下この項において同じ。）の設置者は、その

35 一四 文化観光拠点施設（文化観光拠点施設でない文化資源保存活用施設であつて、その設置者が以下この項において同じ。）の設置者は、その

36 一五 文化観光拠点施設（文化観光拠点施設でない文化資源保存活用施設であつて、その設置者が以下この項において同じ。）の設置者は、その

37 一六 文化観光拠点施設（文化観光拠点施設でない文化資源保存活用施設であつて、その設置者が以下この項において同じ。）の設置者は、その

38 一七 文化観光拠点施設（文化観光拠点施設でない文化資源保存活用施設であつて、その設置者が以下この項において同じ。）の設置者は、その

39 一八 文化観光拠点施設（文化観光拠点施設でない文化資源保存活用施設であつて、その設置者が以下この項において同じ。）の設置者は、その

40 一九 文化観光拠点施設（文化観光拠点施設でない文化資源保存活用施設であつて、その設置者が以下この項において同じ。）の設置者は、その

41 二〇 文化観光拠点施設（文化観光拠点施設でない文化資源保存活用施設であつて、その設置者が以下この項において同じ。）の設置者は、その

42 二一 文化観光拠点施設（文化観光拠点施設でない文化資源保存活用施設であつて、その設置者が以下この項において同じ。）の設置者は、その

43 二二 文化観光拠点施設（文化観光拠点施設でない文化資源保存活用施設であつて、その設置者が以下この項において同じ。）の設置者は、その

44 二三 文化観光拠点施設（文化観光拠点施設でない文化資源保存活用施設であつて、その設置者が以下この項において同じ。）の設置者は、その

45 二四 文化観光拠点施設（文化観光拠点施設でない文化資源保存活用施設であつて、その設置者が以下この項において同じ。）の設置者は、その

46 二五 文化観光拠点施設（文化観光拠点施設でない文化資源保存活用施設であつて、その設置者が以下この項において同じ。）の設置者は、その

47 二六 文化観光拠点施設（文化観光拠点施設でない文化資源保存活用施設であつて、その設置者が以下この項において同じ。）の設置者は、その

48 二七 文化観光拠点施設（文化観光拠点施設でない文化資源保存活用施設であつて、その設置者が以下この項において同じ。）の設置者は、その

49 二八 文化観光拠点施設（文化観光拠点施設でない文化資源保存活用施設であつて、その設置者が以下この項において同じ。）の設置者は、その

50 二九 文化観光拠点施設（文化観光拠点施設でない文化資源保存活用施設であつて、その設置者が以下この項において同じ。）の設置者は、その

51 二〇 文化観光拠点施設（文化観光拠点施設でない文化資源保存活用施設であつて、その設置者が以下この項において同じ。）の設置者は、その

52 二一 文化観光拠点施設（文化観光拠点施設でない文化資源保存活用施設であつて、その設置者が以下この項において同じ。）の設置者は、その

53 二二 文化観光拠点施設（文化観光拠点施設でない文化資源保存活用施設であつて、その設置者が以下この項において同じ。）の設置者は、その

54 二三 文化観光拠点施設（文化観光拠点施設でない文化資源保存活用施設であつて、その設置者が以下この項において同じ。）の設置者は、その

55 二四 文化観光拠点施設（文化観光拠点施設でない文化資源保存活用施設であつて、その設置者が以下この項において同じ。）の設置者は、その

56 二五 文化観光拠点施設（文化観光拠点施設でない文化資源保存活用施設であつて、その設置者が以下この項において同じ。）の設置者は、その

57 二六 文化観光拠点施設（文化観光拠点施設でない文化資源保存活用施設であつて、その設置者が以下この項において同じ。）の設置者は、その

58 二七 文化観光拠点施設（文化観光拠点施設でない文化資源保存活用施設であつて、その設置者が以下この項において同じ。）の設置者は、その

59 二八 文化観光拠点施設（文化観光拠点施設でない文化資源保存活用施設であつて、その設置者が以下この項において同じ。）の設置者は、その

60 二九 文化観光拠点施設（文化観光拠点施設でない文化資源保存活用施設であつて、その設置者が以下この項において同じ。）の設置者は、その

61 二〇 文化観光拠点施設（文化観光拠点施設でない文化資源保存活用施設であつて、その設置者が以下この項において同じ。）の設置者は、その

62 二一 文化観光拠点施設（文化観光拠点施設でない文化資源保存活用施設であつて、その設置者が以下この項において同じ。）の設置者は、その

63 二二 文化観光拠点施設（文化観光拠点施設でない文化資源保存活用施設であつて、その設置者が以下この項において同じ。）の設置者は、その

64 二三 文化観光拠点施設（文化観光拠点施設でない文化資源保存活用施設であつて、その設置者が以下この項において同じ。）の設置者は、その

65 二四 文化観光拠点施設（文化観光拠点施設でない文化資源保存活用施設であつて、その設置者が以下この項において同じ。）の設置者は、その

66 二五 文化観光拠点施設（文化観光拠点施設でない文化資源保存活用施設であつて、その設置者が以下この項において同じ。）の設置者は、その

67 二六 文化観光拠点施設（文化観光拠点施設でない文化資源保存活用施設であつて、その設置者が以下この項において同じ。）の設置者は、その

68 二七 文化観光拠点施設（文化観光拠点施設でない文化資源保存活用施設であつて、その設置者が以下この項において同じ。）の設置者は、その

69 二八 文化観光拠点施設（文化観光拠点施設でない文化資源保存活用施設であつて、その設置者が以下この項において同じ。）の設置者は、その

70 二九 文化観光拠点施設（文化観光拠点施設でない文化資源保存活用施設であつて、その設置者が以下この項において同じ。）の設置者は、その

71 二〇 文化観光拠点施設（文化観光拠点施設でない文化資源保存活用施設であつて、その設置者が以下この項において同じ。）の設置者は、その

72 二一 文化観光拠点施設（文化観光拠点施設でない文化資源保存活用施設であつて、その設置者が以下この項において同じ。）の設置者は、その

73 二二 文化観光拠点施設（文化観光拠点施設でない文化資源保存活用施設であつて、その設置者が以下この項において同じ。）の設置者は、その

74 二三 文化観光拠点施設（文化観光拠点施設でない文化資源保存活用施設であつて、その設置者が以下この項において同じ。）の設置者は、その

75 二四 文化観光拠点施設（文化観光拠点施設でない文化資源保存活用施設であつて、その設置者が以下この項において同じ。）の設置者は、その

76 二五 文化観光拠点施設（文化観光拠点施設でない文化資源保存活用施設であつて、その設置者が以下この項において同じ。）の設置者は、その

77 二六 文化観光拠点施設（文化観光拠点施設でない文化資源保存活用施設であつて、その設置者が以下この項において同じ。）の設置者は、その

78 二七 文化観光拠点施設（文化観光拠点施設でない文化資源保存活用施設であつて、その設置者が以下この項において同じ。）の設置者は、その

79 二八 文化観光拠点施設（文化観光拠点施設でない文化資源保存活用施設であつて、その設置者が以下この項において同じ。）の設置者は、その

80 二九 文化観光拠点施設（文化観光拠点施設でない文化資源保存活用施設であつて、その設置者が以下この項において同じ。）の設置者は、その

81 二〇 文化観光拠点施設（文化観光拠点施設でない文化資源保存活用施設であつて、その設置者が以下この項において同じ。）の設置者は、その

82 二一 文化観光拠点施設（文化観光拠点施設でない文化資源保存活用施設であつて、その設置者が以下この項において同じ。）の設置者は、その

83 二二 文化観光拠点施設（文化観光拠点施設でない文化資源保存活用施設であつて、その設置者が以下この項において同じ。）の設置者は、その

84 二三 文化観光拠点施設（文化観光拠点施設でない文化資源保存活用施設であつて、その設置者が以下この項において同じ。）の設置者は、その

85 二四 文化観光拠点施設（文化観光拠点施設でない文化資源保存活用施設であつて、その設置者が以下この項において同じ。）の設置者は、その

86 二五 文化観光拠点施設（文化観光拠点施設でない文化資源保存活用施設であつて、その設置者が以下この項において同じ。）の設置者は、その

87 二六 文化観光拠点施設（文化観光拠点施設でない文化資源保存活用施設であつて、その設置者が以下この項において同じ。）の設置者は、その

88 二七 文化観光拠点施設（文化観光拠点施設でない文化資源保存活用施設であつて、その設置者が以下この項において同じ。）の設置者は、その

89 二八 文化観光拠点施設（文化観光拠点施設でない文化資源保存活用施設であつて、その設置者が以下この項において同じ。）の設置者は、その

90 二九 文化観光拠点施設（文化観光拠点施設でない文化資源保存活用施設であつて、その設置者が以下この項において同じ。）の設置者は、その

91 二〇 文化観光拠点施設（文化観光拠点施設でない文化資源保存活用施設であつて、その設置者が以下この項において同じ。）の設置者は、その

92 二一 文化観光拠点施設（文化観光拠点施設でない文化資源保存活用施設であつて、その設置者が以下この項において同じ。）の設置者は、その

93 二二 文化観光拠点施設（文化観光拠点施設でない文化資源保存活用施設であつて、その設置者が以下この項において同じ。）の設置者は、その

94 二三 文化観光拠点施設（文化観光拠点施設でない文化資源保存活用施設であつて、その設置者が以下この項において同じ。）の設置者は、その

95 二四 文化観光拠点施設（文化観光拠点施設でない文化資源保存活用施設であつて、その設置者が以下この項において同じ。）の設置者は、その

96 二五 文化観光拠点施設（文化観光拠点施設でない文化資源保存活用施設であつて、その設置者が以下この項において同じ。）の設置者は、その

97 二六 文化観光拠点施設（文化観光拠点施設でない文化資源保存活用施設であつて、その設置者が以下この項において同じ。）の設置者は、その

98 二七 文化観光拠点施設（文化観光拠点施設でない文化資源保存活用施設であつて、その設置者が以下この項において同じ。）の設置者は、その

99 二八 文化観光拠点施設（文化観光拠点施設でない文化資源保存活用施設であつて、その設置者が以下この項において同じ。）の設置者は、その

100 二九 文化観光拠点施設（文化観光拠点施設でない文化資源保存活用施設であつて、その設置者が以下この項において同じ。）の設置者は、その

101 二〇 文化観光拠点施設（文化観光拠点施設でない文化資源保存活用施設であつて、その設置者が以下この項において同じ。）の設置者は、その

102 二一 文化観光拠点施設（文化観光拠点施設でない文化資源保存活用施設であつて、その設置者が以下この項において同じ。）の設置者は、その

103 二二 文化観光拠点施設（文化観光拠点施設でない文化資源保存活用施設であつて、その設置者が以下この項において同じ。）の設置者は、その

104 二三 文化観光拠点施設（文化観光拠点施設でない文化資源保存活用施設であつて、その設置者が以下この項において同じ。）の設置者は、その

105 二四 文化観光拠点施設（文化観光拠点施設でない文化資源保存活用施設であつて、その設置者が以下この項において同じ。）の設置者は、その

106 二五 文化観光拠点施設（文化観光拠点施設でない文化資源保存活用施設であつて、その設置者が以下この項において同じ。）の設置者は、その

107 二六 文化観光拠点施設（文化観光拠点施設でない文化資源保存活用施設であつて、その設置者が以下この項において同じ。）の設置者は、その

108 二七 文化観光

を「第十六条第一項」に改める部分に限る。)、同法第二十七条の十九の改正規定(「第十
五条」を「第十六条」に改める部分に限る。)及び同法第三十五条第二項の改正規定(「第
十五条第一項」を「第十六条第一項」に改め
る部分に限る。)を除く。)、附則第二十五条
の規定(観光圏の整備による観光旅客の来訪
及び滞在の促進に関する法律(平成二十年法
律第三十九号)第十三条第二項の改正規定
(第二十三条)を「第二十一条の五」に改め
る部分に限る。)を除く。)、附則第二十六条
の規定(総合特別区域法(平成二十三年法律
第八十一号)第十九条の三の改正規定(「第
八条第一項」を「第六条」に改める部分に限
る。)を除く。)、附則第二十七条及び第二十
八条の規定、附則第二十九条の規定(文化觀
光拠点施設を中心とした地域における文化觀
光の推進に関する法律(令和二年法律第十八
号)第八条第二項の改正規定(「第二十三条」
を「第二十二条の五」に改める部分に限る。)
を除く。)並びに附則第三十条及び第三十一
条の規定(公布の日から起算して二年を超
ない範囲内において政令で定める日